

男鹿市告示第 1 1 号

男鹿市宿泊施設経営力強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 1 月 9 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市宿泊施設経営力強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市宿泊施設経営力強化支援事業費補助金交付要綱（令和 7 年男鹿市告示第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助金の対象となる事業は、県事業実施要領第 5 条第 1 項第 1 号、<u>第 2 号又は第 4 号</u>に規定された事業とする。</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 補助金の上限額は、事業の区分に応じて次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助金の対象となる事業は、県事業実施要領第 5 条第 1 項第 1 号<u>又は第 2 号</u>に規定された事業とする。</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 補助金の上限額は、事業の区分に応じて次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 県事業実施要領第5条第1項第4号 50万円</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 前2項第3号については、補助対象経費の下限額を5万円とする。</u></p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 同一の補助対象施設において、県事業実施要領第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定された事業を複数組み合わせる申請することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定により複数の枠を申請する場合にあっては、補助対象となる経費の内容が明確に区分されていることを要する。</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。